



9月号目次

- 1 法律記事『フリーランス新法が成立しました』
- 2 書籍のご紹介『超雑談力』
- 3 『お家で少し変わった植物の育成始めてみませんか?』
- 4 『ワインが苦手な人のためのワインの選び方』
- 5 事務所のWEBサイトとメールマガジンの紹介



🏠 気になるアレコレ簡単解説 🏠

身近な法律のススメ



フリーランス新法が成立しました

個人で業務委託として事業を行っているフリーランスを保護するために、今年4月にフリーランス新法（正確には「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」といいます）が制定されました。施行時期は未定ですが、遅くとも来年11月頃までには施行されることとなっていますので、今のうちから施行に向けた準備を進めておきましょう。

◆ 「フリーランス」とは？

フリーランス新法では、業務の委託を受ける事業者であって、従業員を雇用しない者のことを「特定受託事業者」と定義しています。この記事ではわかりやすく「フリーランス」と表記します。フリーランスは必ずしも個人である必要はなく、法人であっても代表者以外に役員がおらず、従業員も雇用していない場合には、「フリーランス」に該当します。

ということは、受託者がフリーランスかどうかを確定させるためには、受託者の法人登記を取得し



柏事務所所属 弁護士
坂口 香澄

て役員の登記を確認する必要があります。ただ、実際の取引の場面で毎回登記を確認するというのは手間になりますよね。そもそも役員や従業員の有無は、取引開始後にも変わることがあります。

そこで、相手方がフリーランスかどうかによって個々に対応を変えるのではなく、あらゆる取引について、フリーランス新法の適用がされても大丈夫な実態にしておくことが望ましいでしょう（のちにご紹介する通り、トラブル防止に資する内容なので長い目で見ると広く採用して損のない内容です）。

◆ フリーランスを相手に業務を委託する場合の新たな規制

委託内容を書面にして交付する義務、役務提供から 60 日以内の報酬支払義務、報酬減額や買ったとき等の禁止などの規制が新たに制定されました。こうした内容は、既に下請法でも規定されていますが、今回のフリーランス新法の制定により、下請法の適用にならない取引（たとえば、委託者の資本金が 1000 万円以下であれば業種に関わりなく下請法の適用はありません）であっても、受託者がフリーランスであればこうした規制が及ぶこととなります。なので、いままで下請法の対象ではないからといって特に気にしていなかった事業者様も、フリーランスの方と取引がある場合には、今後はこうした内容に注意する必要があります。

また、フリーランスに対しては、受託者側が、ハラスメント防止措置義務や妊娠・出産・育児介護への配慮義務なども負うこととなります。その他には、募集情報の的確表示義務、契約解除・不更新の場合の 30 日前の予告義務など、労働者に対する保護と類似の規制も新たに制定されました。

こうした義務に違反した場合には、フリーランスから行政機関に申告を行うことができ、行政機関は委託事業者に対し、助言指導、勧告、勧告に従う旨の命令（その場合、公表もありえます）を行うこととされています。

◆ 今のうちに準備すべきこと

上記のとおり、新たな規制をご紹介しましたが、フリーランス新法の施行時期はまだ具体的に定まっていませんし、詳しい規則や指針、ガイドライン等が示されるのもこれからです。

そのため、対応を確定させるのはそうした規則等を見ながらでも遅くはないでしょう。ただ、フリーランスの方との取引がある場合には、いずれ書面での契約内容の明確化や 60 日以内の報酬支払いが必要になることは確実ですので、そうした取引に向けて現段階から取引方法の適正化に向けて検討を進めておく方が良いと思います。

（文責：弁護士 坂口 香澄）

— 人生を元気で豊かにするお勧め書籍のご紹介 —



『 超雑談力 』

著 | 五百田達成

私のおすすめの一冊は、「超雑談力」です。私が弁護士になって少し経ってから読んだ本です。私は学生・修習を経てそのまま弁護士（社会人）になりました。そのため、それまでは普段会話をすることも無い年齢の方や地位の方とコミュニケーションを取ることが日常となり、初対面でどのような話をしているのか悩むことがありました。そのような中で読んだ1冊になります。

筆者は、雑談とは中身のない無駄な話であり、雑談をする目的は相手方の気まずさを解消して場の空気を作り、互いの距離を縮めるもの、すなわち周囲の人に安心感や信頼感を与えるものであると言っています。

そして、その結果として人から好かれ、愛され、信頼されることによって、自分に自信が持てるようになるとしています。あくまでも雑談とは読んで字の如し「雑な対話」なのであるからあまりにも中身を気にする必要は無いようです。

同著の中ではいくつか上手に雑談をするための**7つのルール**が書かれているので紹介させていただきます。

ルール1：とにかく会話のラリーを続ける

上述のとおり、雑談とは中身のない無駄な話なので、面白い話をしようとする必要はありません。雑談の目的はあくまでも会話を通じてお互いの警戒心を解き、スムーズで円滑な関係にシフトすることが目的です。大切なのは内容ではなくラリーをいかに繰り返すか、です。

ルール2：気持ちをやり取りする

情報よりも「嬉しかった」、「びっくりした」、「困った」という喜怒哀楽の感情を伝えることが大事です。「〇〇を買った」というだけではなく、「〇〇を買ったところ～～がとても良かった。」と話すような感じです。

ルール3：エピソードや経験談を話す

天気や時事ネタではなく、「先週～～に行ったんですけど～～でした。」という身近な話をするのがいいです。体験したこととそれによって感じた気持ちをセットで話します。

ルール4：とことん肯定して共感する

相手のことを否定もアドバイスもしないことが大切です。相手の話に対しては、「わかります。」、「ですよ。」、「たしかに」とあいづちをうつことが良いです。とことん肯定して共感することで相手は自分の気持ちを言いやすくなります。

ルール5：大きくリアクションする

質問やあいづちを意識する必要はなく、「あー!」、「ええ!?!」、「おー!」などといった大きなリアクションをすることが大事です。

ルール6：会話が途切れたら身近な話題に戻す

話題が一つ終了したら焦って次々と話題を変えるのではなく、ルール③に立ち返って身近なエピソードや経験談を話すといいです。

ニュースや時事ネタ等自分たちから遠い話はすぐに話が終わりやすく、話題も尽きやすいです。

ルール7：程よいところで切り上げる

同著では、原則ルールだけでなくシチュエーション別の対応方法も具体的に記載されています。全体を通して簡単な言葉でわかりやすく書かれているのですぐに読むことができます。

ちょっとしたコミュニケーションスキルの足しにする気持ちで読んでいただくことができるいい本だと思いご紹介させていただきました。



(文責：弁護士 加藤 貴紀)

弁護士 三井伸容の趣味の話

お家で少し変わった植物の育成始めてみませんか？



お久しぶりです。三井です。

先日のニュースレターで改めて自己紹介をさせていただきましたが、3年半ほど企業の法務部で勤務をし、この度よつば総合法律事務所に戻ってまいりました。

戻るまでの間、コロナ禍のステイホーム期間の趣味として、ちょっと変わった植物の育成にはまりました。読んでくださる方がいるのか不安ではありますが、お好きな方が一人でもいらっしやると信じて、私が好きな植物の（極々）一部をご紹介します。



* サボテン *

皆さんも一度は育てたことがあるかもしれません。

写真のものは棘の代わりに毛があり、小動物みたいでかわいいです。

植物収集は家のスペースを圧迫するので、家族の理解を得にくいですが、このサボテンのかわいさだけは妻や子供も共感してくれます。

* セダム・エケベリなどの多肉植物 *

ホームセンターや100均などで見かけたことはありませんか？

サボテンと同様、育てた経験がある方もいらっしやるはずです。

比較的小手頃なので、我が家でもどんどん増えます。



* 塊根植物 *

ここ何年（密かに？）特に若い人達の間でも流行しているようです。ものによってはとんでもない高額で取引されます。海外原産で様々な類・形がありますが、個人的には丸っこくてかわいいシルエットのものが好みます。



* アガベ *

ご近所の方に「あらサボテン？」と言われますが違います。アガベです。棘が鋭く、植え替えの度に指に刺さります。これも最近若い方に人気があるようです。メキシコなどが原産でテキーラの原料になる品種があります。

* ビカクシダ *

鉢植えではなく、板にくっつけてこんな感じで壁に掛けることができます。現地では木にくっついて育つそうです。小さいうちはおしゃれなインテリアにも見えませんが、ものによって結構大きくなります。我が家では子供に「植物のオバケ」と呼ばれています。



ご紹介は以上です。

自宅で育成するのみならず、同じ趣味の友人達で集まったり、一緒にイベントに行くなどすることもあります。友人達の年代も20代から60代くらいまで幅広く、世代を超えて盛り上がる良い趣味だと思います。

もしお好きな方がいましたら、今度こっそりお声掛けください。

(文責：弁護士 三井 伸容)

代表弁護士大澤一郎の

「ワインが苦手な人のための ワインの選び方」

～第74回 たまに飲みたいぶどう品種！



ワインにはたくさんのぶどう品種があります。インターネットの情報によると、ワイン用のブドウ品種は1000種前後もあるということです。

今回は、大澤のおすすめする、たまに飲みたい個性のあるブドウ品種をご紹介します。

ゲヴェルツトラミネール (白ワイン)

ライチや桃のような味がする白ワインです。冷やして飲むのがおすすめです。

ヴィオニエ (白ワイン)

アルコール度が高く感じる白ワインです。

ウィスキーが好きな人におすすめです。好き嫌いが結構分かれる品種です。

コルテーゼ (白ワイン)

イタリアのガヴィなどに使われる白ワインです。

ミネラル感やハーブの香りがします。魚介類との相性がよいです。



ガルガーネカ (白ワイン)

イタリアのソアヴェなどに使われる白ワインです。

ミネラル感もありつつ、柑橘系の香りもするバランスのよい品種です。

サンジョベーゼ (赤ワイン)

イタリアのキャンティなどに使われる赤ワインです。「いわゆる赤ワイン」という味がします。飲みやすいので結構飲みすぎてしまうかもしれません。

マルベック (赤ワイン)

アルゼンチンのワインなどに使われます。



「濃い赤ワイン」という味がします。アルゼンチン牛のステーキとあわせると最高です。

テンブラニーリョ (赤ワイン)

スペインのワインなどに使われます。

スペイン産の生ハムとあわせるとスペイン旅行気分です！



今回は、たまに飲みたいブドウ品種7種類を紹介しました。ワインのブドウ品種はたくさんあります。新たな味を探して、新しいぶどう品種に挑戦してみるのもおすすめです。

(文責 大澤 一郎)



よつば総合法律事務所 ホームページのご紹介

案件ごと、お悩みに応じて解決事例・Q&A等を掲載中です。ぜひご覧ください。



公式サイト

弁護士紹介やセミナー情報、ブログ、ニュースレターのバックナンバー等が掲載されています。各案件の大きな情報も載っています。



企業法務サイト

企業様向けに、企業法務に関する分野別の相談事例やサポート内容が掲載されています。企業法務に関するコラムも豊富です。



不動産サイト

不動産オーナー様側のご相談を行っています。カテゴリ別にQ&A等を掲載しています。



交通事故サイト

交通事故知識に関する情報や解決事例を多く掲載しています。



債務整理サイト

債務整理の解決方法や相談までの流れ、弁護士費用についてなど細かく丁寧にご説明しています。



相続サイト

相続のお悩み別で進め方を確認いただけるコンテンツもあり、少しでもお困りの際はお役に立てるサイトです。



よつば総合法律事務所 メールマガジンのご紹介

よつば公式メルマガ

最新の法改正や今後の法改正の方向性等の時事ネタ・セミナー情報・特別無料相談会情報・事務所内での出来事など幅広い内容をお届けします。

不動産メルマガ

不動産に関わる法律記事など、法改正や普段の業務に役立つこと、見落としがちな法律のことまで幅広い内容となっております。

企業法務メルマガ

企業様向けに、労務トラブル・契約書作成・債権回収等、会社運営に役立つ法律に特化したメールをお届けします。

整骨院様専用メルマガ

整骨院様向けの情報を発信しています。交通事故に関する情報や、整骨院での日々の業務に役立つ情報をお送りします。

保険代理店様専用メルマガ

保険代理店会社様向けに、交通事故に関する情報や保険代理店での日々の業務に役立つ情報をお送りします。



それぞれ内容が異なり、購読料は無料で複数同時申し込みが可能です。

こちらのURLまたはQRコードよりお申しいただけます。



<https://www.yotsubasougou.jp/yotsuba-mail-magazine/>

お申し込みをお待ちいたしております。

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋春番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間:午前9時~午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。